児童虐待防止対策の充実について

【担当省庁】厚生労働省

WITH・POSTコロナ社会における人とのつながりの希薄化により、児童虐待のリスクの高まりが懸念されることから、国・自治体・関係機関が一体となって、必要な取組を強力に進めていくため、**児童虐待防止対策支援事業など相談・対応機能の強化や、これを支える人材育成の仕組みについても、国において構築**していただきたい。

なお、**児童福祉司等の必要な人員を確保するため、引き続き地方財政措置**を講じていただきたい。

【現状・課題等】

■国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、児童相談所の体制強化として、令和３年度までに児童福祉司を2,020人程度増員する目標等が設定されたが、児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和４年度に、さらに505人の増員を目指すこととされた。

■京都府では、令和４年４月に「子どもを虐待から守る条例」を制定し、虐待防止対策の一層の強化に取り組んでいるが、近年、児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しており、複雑化する虐待事案への対応には、新たに児童福祉司となった若手や、指導する児童福祉司に対する専門性の向上やスキルアップが必要である。

■従来からのOJTによる人材育成のみでは、大量の未経験者の人材育成が追いつかず、質の担保が困難となるため、現場でのOJTと座学による多様な事例の経験とを組み合わせた育成プログラムを構築し、人材育成を効率的に進めることが不可欠である。

■ストレス等による児童虐待のリスクの高まりが懸念されるため、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、SNSを活用した国による相談窓口（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のSNS版）の設置による職員体制の整備など、相談・支援体制の強化が必要である。

令和４年６月 京都府

京都府の担当課	健康福祉部 家庭支援課(075-414-4582)

【国の事業等】

■児童虐待・DV対策等総合支援事業〔厚生労働省〕 381億円

- **児童虐待防止対策支援事業**
  児童相談所や市区町村の児童虐待に関する相談・対応機能を強化するため、研修の実施や補助職員の配置等に対して補助を行う事業
- **児童相談所体制整備事業**
  夜間・休日を問わず、児童相談所が通告・相談に応じられる体制整備や、SNSを活用した相談支援の体制整備を進めるため、児童相談所の体制強化を図る取組に対して補助を行う事業
- **支援対象児童等見守り強化事業**
  要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制を強化するため、財政支援を行う事業

■児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）
（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

＜児童相談所の体制強化＞

	H29年度実績	R4年度目標※1	増員数
児童福祉司	3,240人	5,765人	＋ 2,525人程度
児童心理司	1,360人	2,348人※2	＋ 988人程度
保健師	100人※4	各児童相談所※3	＋ 110人程度
合計	4,700人	8,323人	＋ 3,623人程度

※1：令和４年度児童福祉司等の配置目標（令和４年１月20日事務連絡）
※2：令和６年度までに2,500人
※3：令和２年度まで
※4：複数人配置している児童相談所の人数を含めると140人